

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

従たる事務所を設置しない場合は記載不要です。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

目的は不特定多数の者のための活動であることが必要です。

どのような人たちを対象に、主としてどのような活動を行い、その活動が社会にどのような効果をもたらすのか、設立趣旨を要約した内容をわかりやすく記載します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 〇〇を図る活動

……

法律の別表の中から、該当するものを全て記載します。文言は法律上の表現どおり記載してください。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇事業

……

第三者が見てわかる程度に具体的に記載してください。

(2) その他の事業

① 〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇事業

……

その他の事業を行わない場合は記載不要です。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

特定非営利活動促進法上の社員とは、総会で議決権を有する会員のことで、法人と雇用関係にあるものではありません。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

※<第__条>と下線を付した条は、法に定める必要の記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>…必要の記載事項（法11①二）

<第2条>…必要の記載事項（法11①四）

注：「主たる事務所」と「従たる事務所」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

<第3条>…必要の記載事項（法11①一）

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝えるように記載する。

<第4条>…必要の記載事項（法11①三）

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する。複数の項目にまたがる場合には、その旨を記載する。

<第5条>…必要の記載事項（法11①三及び十一）

参考：法5

注1：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注2：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」等と記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要の記載事項（法11①五）

参考：法2②一

<第6条>

注1：「社員」とは、総会での議決権を有する者が該当する。

注2：正会員以外に、賛助会員等異種の会員について定める場合には、正会員と区別して、第2号以降にその旨を記載する。

(2) ○○会員 ……

特に条件を定めない場合は、「会員の入会については、特に条件を定めない。」など、その旨を記載してください

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1)

……

特に条件を定めない場合は記載不要です。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

設立当初の入会金、会費については設立総会で決定し、定款の附則に記載します。入会金、会費を徴収しない場合、記載する必要はありません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
 - (2) 監事 ○○人
- 2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、目的等に照らして合理的かつ客観的なものでなければならない。（法2②－イ）

注3：正会員の入会についての条件を特に定めない場合にあっては、「会員の入会については、特に条件を定めない。」など、その旨を記載する。

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項（法11①六）

<第13条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

総会又は理事会の機能との整合性をとる必要があります（定款第23条及び第32条を参照）。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

副理事長が一人だけの場合、記載する必要はありません。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、記載することができます。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

<第14条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

参考：第4項…法19

<第15条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。（法16）。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合、「理事長はこの法人の業務を総理する。」等の記載をすること。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注4：監事は代表権を有しない。

<第16条>

注1：第1項…必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長短縮規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても應急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

<第17条>

参考：法22

<第18条>

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

総会又は理事会の機能との整合性をとる必要があります（定款第23条及び第32条を参照）。

<第19条>

参考：第1項…法2②—□

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

職員を置かない場合、記載不要です。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第21条>

参考：法14の2及び法14の3

第6条の会員の種別で特定非営利活動法上の社員と位置づけた会員を記載します。

<第23条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法14の5）。

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第32条参照）。

<第24条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある（法14の2）。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法14の3②）

<第25条>

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

その他の事業を行わないなどの場合、条文番号がずれます。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければならない(法14の4)。

<第27条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法25②)。

<第28条>

参考：第1項…法14の6

注：第3項…書面以外に電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)。

<第29条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

注：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる(法14の7③)。(電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する(法規1)。)

参考：第4項…法14の8

<第30条>

注：第3項…書面以外に電磁的記録(法規2)による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる(法14の9①)

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項
(法11①七)

<第32条>

注：総会の権能と整合性をとる（第23条参照）。

<第36条>

参考：第2項…法17

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

入会金及び会費を徴収しない場合は記載不要

その他の事業を行わない場合、削除するか、「第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。」などと記載します。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

<第7章>…必要的記載事項（法11①ハ及び九）

<第39条>

<第40条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第41条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第42条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第43条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない（法5②）。

その他の事業を行わない場合、削除するか、「第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。」などと記載します。

総会又は理事会の機能との整合性をとる必要があります（定款第23条及び第32条を参照）。

<第49条>…必要的記載事項（法11①十）

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) ……

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[①]に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、[①]して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
第1号	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必要
的記載事項（法11①十二及び十三）

<第51条>

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2：法25③に規定する事項は、①目的、②名称、③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類、④主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）、⑤社員の資格の得喪に関する事項、⑥役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）、⑦会議に関する事項、⑧その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項、⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）、⑩定款の変更に関する事項をいう。

<第52条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一
第2号…法31①三
第3号…法31①四
第4号…法31①五
第5号…法31①六
第6号…法31①七
第7号以下…法31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法31の2）。

参考：第3項…法31②

<第53条>

参考：法11③、法32

注1：「 ① 」に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない（法11③）。

注2：具体的な法人が特定できない場合は、「総会の議決により選定された団体」等選定方法を明確にすること。

注3：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる（法32②③）。

<第54条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法第34条）。

<第9章>…必要的記載事項（法11①十四）

<第55条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。[①]は、法人の活動実態に応じて、「官報に掲載」、「日刊新聞紙に掲載」、「法人のホームページに掲載」、「内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に

(官報)	については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊 新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、広島県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子 公告)	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。 【記載例2：内閣府NPOポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。 【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、広島県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事 務所の公 衆の見や すい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
……	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
……				

附則は設立当時の内容を記載します。
法人成立後は変更しないでください。

第13条で定めた人数と合致するか、また、役員名簿に記載の氏名と合致するか確認しましょう。

- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員(個人) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
- (2) 正会員(団体) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
- (3) 〇〇会員(個人) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円
- (4) 〇〇会員(団体) 入会金 〇〇円 年会費 〇〇円

……

掲載」、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」から選択して記載する。

注2：[①]に記載する方法で貸借対照表の公告も行う場合は、下線部の記載不要。

注3：以下の①及び②の公告については、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項（法11②）
役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第16条注2参照）。

注4 第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。